

情報公開用文書

当院の適応外使用等評価部会・倫理委員会において承認を受けた下記の治療について、対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより実施しております。なお、本件において同意できない場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。もし、同意されない場合でも診療上の不利益を被ることはありません。

実施内容	低カリウム血症に対する高濃度注射用カリウム製剤の使用
対象者	当院で治療を受ける患者で、低カリウム血症を呈した患者
承認日	2025年10月3日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	【目的・意義】 低カリウム血症に対する治療は内服でのカリウム補充を行います。重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書において、40mEq/L以下に希釈し20mEq/時を超えない速度で使用するものとされています。しかし、臨床現場においては輸液量を絞る必要がある場合や急な補正が必要な場合に高濃度で使用する場合があります。当院では、集中治療室、手術室において心電図モニター装着下に高濃度カリウム製剤を投与することを認めています。 【想定される不利益と対策】 カリウム補正により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、必ず心電図モニターを装着して使用することを定めています。また、頻回に血清カリウム値を確認し、異常が確認された場合は速やかに減量または中止を検討します。低カリウム血症が改善され次第、高濃度カリウム製剤の使用は中止し、添付文書で定められた使用法へ移行します。
お問い合わせ先	担当医　もしくは 国立病院機構東広島医療センター企画課医事専門職